

令和4年第1回神崎町議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年3月2日(水曜日) 午前10時03分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度神崎町一般会計補正予算(第6号))
- 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度神崎町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第5 議案第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議案第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第5号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 議案第6号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 議案第7号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第8号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第9号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第10号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第11号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第12号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第13号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

- 日程第16 議案第14号 町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第15号 神崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第16号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第17号 神崎町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第18号 神崎町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第19号 神崎町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第20号 令和3年度神崎町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第23 議案第21号 令和3年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第22号 令和3年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第23号 令和4年度神崎町一般会計予算
- 日程第26 議案第24号 令和4年度神崎町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第27 議案第25号 令和4年度神崎町介護保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第26号 令和4年度神崎町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第27号 令和4年度神崎町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	椿	等	君	2番	大原	秀雄	君
3番	高柳	智	君	4番	荒井	葉一	君
5番	鈴木	節子	君	6番	木内	直樹	君

7番 石橋 伸一 君
9番 石井 正夫 君

8番 高橋 正剛 君
10番 寶田 久元 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	椿 等 君		
教 育 長	小川 泰求 君	総 務 課 長	久保木豊吉 君
町 民 課 長	浅野 憲治 君	まちづくり課長	金田 智 君
まちづくり課担当課長	石井 達矢 君	保健福祉課長	廣瀬 裕 君
教 育 課 長	本宮 賢 君		

職務により出席した者

事 務 局 長	高橋 誠一 君	書	記	花嶋 三永 君
---------	---------	---	---	---------

◎開会の宣告

○議長（大原 秀雄君） おはようございます。令和4年第1回神崎町議会定例会にご出席いただき、ご苦勞様です。本定例会も新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、議場でのマスク着用のご協力をお願いいたします。また、換気のため、傍聴者の出入口と議場左右の両扉を開放しますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、2月25日に行われた議会運営委員会において、本定例会の運営について協議した結果、会期は本日から11日までの10日間とし、3日から9日までは休会とし、この間に各常任委員会で令和4年度の予算審査を行うこととなりました。また、議案審議では、議案第5号から議案第12号までは、農業委員の任命に係る案件であり、議案第23号から議案第27号は令和4年度予算で、関連性がありますので、一括議題といたします。議事運営につきましては格別のご協力をお願いいたします。

また、今定例会に、鈴木出納室長が体調不良のため、欠席するとの連絡がありましたので、ご報告いたします。

ここで、総務課長より発言を求められておりますので、これを許します。

久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

2月25日の全員協議会におきまして、議案第20号の令和3年度一般会計の補正予算書の修正、それから差し替えをお願いするとともに、ご迷惑をおかけしたことのおわびを申し上げたところでございました。

しかしながら、このほど議案第23号の令和4年度一般会計当初予算書に誤りがあり、修正・差し替えをお願いすることになってしまいました。皆様には大変ご迷惑をおかけしましたこと、この場をお借りして、おわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

今後は正確な資料作成に努めまして、事務を執っていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

大変申し訳ございませんでした。

(午前10時03分)

◎開議の宣告

○議長（大原 秀雄君） ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回神崎町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 秀雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、7番 石橋 伸一員、8番 高橋 正剛議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（大原 秀雄君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月11日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

◎行政報告、香取広域市町村圏事務組合議会及び千葉県後期高齢者医療広域連合議会報告

○議長（大原 秀雄君） ここで、町長より行政報告、香取広域市町村圏事務組合議会議員及び千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員から議会報告の申出がありますので、順次、報告を受けることといたします。

最初に、行政報告の申出を許します。

椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 本日は、3月定例議会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき、大変ご苦勞様でございます。ただ今、議長のお許しを頂きましたので、行政報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策については、オミクロン変異株による第6波の感染拡大に伴って、1月21日から千葉県を含む1都12県で、まん延防止等重点措置が適用され、千葉県は現行で3月6日まで延長予定であり、感染対策に係る行動制限が要請されています。

本町における感染者の状況は、県発表によると、2月24日現在で感染者数104人、入院中1人、自宅療養15人、入院等調整中1人という状況で、今年に入ってから急激に感染者が増加し、1月以降だけでも50人以上増加しています。

感染症予防には、県が協力要請する事項と、一人一人ができる予防策をより一層、心がけることが大事であります。

こうした中、感染抑制に大きな要因となるワクチン接種ですが、本町の接種状況は、全体で約84.1%の方が2回接種を終えております。現在、国の接種方針に沿って、2月2日から集団接種による3回目ワクチン接種を進めており、2月末で1,788人の方が既に3回目の接種を終えております。今後、8月までの予定で順次、集団及び個別による接種を実施してまいります。

一方、疲弊した社会経済の振興を図るための経済支援策として、令和2年度、3年度の2か年度にわたり発行し、大変好評を博しました発酵の里こうざき元気もりもり笑顔応援券は、昨年12月末日をもって利用期限を迎えました。

その使用状況は、令和3年度発行分が、中小加盟店専用券が2,799万8,000円、96.5%、大型店・全加盟店共通券が2,864万9,000円、98.7%で、全体の換金率は、5,664万7,000円、97.6%でした。

また、前年度繰越分の使用状況は、全体で8,540万円、96.7%の換金率となっており、2か年度を通算すると、1億4,204万7,000円、97.04%、町民1人当たりになりますと、2万4,465円を利用していただいたということになります。

各種支援事業では、コロナ感染症の影響を受けている子育て世帯への国給付金、子育て世帯への臨時特別給付金の支給状況は、本町では一括10万円の現金給付を決定し、12月24日には、児童手当受給280世帯を対象に、517人分、中学生以下469人、高校生48人に、1月20日には、公務員等105世帯を対象に136人分を、2月15日には新生児分4人分、合計655人分の給付を行いました。なお、新生児分は、今年度内の出生までが給付の対象となっております。

また、コロナの影響が長期化する中、困難に直面する方々の暮らし支援のため、国から1世帯につき10万円を給付する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給状況については、現在、3月4日振込分までの手続きを行い、420件、給付率約76%の事務処理を実施いたしました。申請期限は9月までですので、今後も順次、支給業務を進めてまいります。

次に、感染症の影響で売上げ減少となった小規模事業者等の救済のため、町独自で創設いたしました、1事業者当たり10万円を支給する小規模事業者等緊急支援給付金の状況は、3月中旬までの支給予定で74件、740万円の給付事務が完了いたしました。

今後も、引き続き町民の暮らし安定を図る支援対策を講じてまいります。

次に、道の駅関係ですが、本年度の経営状況につきまして、昨年4月から12月時点の来場者の数は、一昨年同期と比較し62万9,000人と、約4万3,000人の増となっております。また、売上高につきましては6億4,800万円と、同約5,300万円の増加となっているところでございます。

新鮮市場棟をはじめとして、売上げ、客数ともコロナ前の水準までもう一步というところに近づいてまいりました。しかし、増加傾向にあるコロナの影響により、今後の動向は不透明な部分もあることから、今後もさらに健全な運営に努めてまいることと考えております。

また、国が実施している（仮称）圏央道神崎パーキングエリアの整備につきましては、用地買収の大半は完了し、道の駅西側の内回りパーキングに関しては、現在、地盤改良工事が進められており、順調に進捗しております。

また、パーキングエリア併設に伴う道の駅改修事業に関しましては、パーキングエリアとの接点調整を行いながら基本設計が進められており、間もなく施設の概略を完成することができます。基本設計に合わせて、駐車場等造成関係の実施設設計も進めており、次年度にはパーキングエリア用地の接点となる水路ボックス等の工事に着手する予定でございます。

次に、道路改良事業関係では、主要事業の町道3路線につきましては、地権者のご協力をいただきながら用地取得を進めております。

成田神崎線は、昨年度から着手した本工事を進めており、年度当初より予定していた箇所につきましては、年度内に完了する見込みであります。なお、今回、植房農村館移転補償の予算を本工事に組み替え、繰越し手続きをした上で、引き続き事業の進捗を図ってまいります。

同じく、神宿松崎線に関しましても、用地取得費の執行残額を工事費予算に組み替

え、繰越明許費により弾力的な予算執行をしてまいりたいと考えております。

次に、水道関係では、郡地先におきまして次年度実施予定である千葉県による排水施設整備に伴い、総延長357メートルの配水管の撤去及び布設工事を実施しております。完成は3月中を見込んでおります。

次に、子育てに欠かせない遊び場の整備ですが、昨年12月末、JR下総神崎駅前の北口広場に新しい複合遊具を設置いたしました。以前のものよりカラフルで楽しい大型の遊具となっています。多くのお子さんにご利用いただきたいと考えているところでございます。また、プラザ隣の児童公園につきましても、複合遊具、ジャングルジムなどの入替えを実施しており、子どもたちでにぎわう声が聞こえているところでございます。

教育行政関連では、2月に総合教育会議を開催し、新たな神崎町教育大綱を策定いたしました。この大綱は、「まちの宝である子どもたちに、故郷のよさを伝え、活力みなぎる教育のまち・神崎の推進」を基本目標に、神崎町第5次総合計画と整合性を図りつつ、講ずるべき重点施策を掲げた本町の教育基盤となる大綱であります。今後、目標と重点施策に沿った教育行政を推進するとともに、より一層の子育て支援を講じてまいります。

結びになりますが、今後とも、議員の皆様のご支援、ご協力を切にお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 続いて、香取広域市町村圏事務組合議会報告を許します。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 令和4年3月香取広域市町村圏事務組合議会定例会の報告をします。

去る2月18日、令和4年3月香取広域市町村圏事務組合議会定例会が、小見川市民センターにおいて開催されました。当日の出席者は14名で、定足数に達したため、会議は成立しました。

定例会では、令和4年度一般会計予算や令和3年度補正予算など8議案が審議された後に、いずれも原案のとおり可決されました。管理者から報告第1号について報告がありました。

以下、概要を説明いたします。

議案第1号 令和4年度香取広域市町村圏事務組一般会計予算について、一般会計予算の総額は、48億399万円で、前年度に比べて1億2,894万4,000円、2.8%の増と

なっております。

増額となった主な要因は、おみがわ聖苑費における火葬炉設備修繕費や、伊地山可燃物処理施設費における施設定期整備工事費、新たな廃棄物処理施設の建設用地に係る測量・地質調査業務委託料等の増などによるものです。

一方で、消防費では、消防ポンプ自動車購入費が減少したことにより、前年度に比べて大幅な減少となっております。

議案第2号 令和3年度香取広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算及び地方債の補正をするもので、歳入歳出予算の総額から、それぞれ379万8,000円を減額し、予算の総額を46億7,248万円とするものであります。

内容としましては、消防ポンプ自動車購入費等の事業費が確定したことによる減額です。

議案第3号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定については、職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令の施行を踏まえ、サービスの宣誓に係る規定を改めるものです。

議案第4号 香取広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、香取市、東庄町において、可燃ごみ指定袋に15リットルを導入するに当たり、ごみ処理手数料の所要の改正をするものです。

議案第5号 香取広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定については、罹災証明及び救急搬送証明に係る手数料について、被災者等の負担の軽減を図るため、所要の改正をするものです。

議案第6号 香取広域市町村圏事務組合消防団条例の一部を改正する条例の制定については、総務省消防庁から非常勤消防団員の報酬等の基準が定められたことから、出動報酬を新たに設けるほか、消防団員報酬の支給について、所要の改正をするものであります。

議案第7号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、議員選出の監査委員に、東庄町議会議長、宮澤健氏を選任するため、議会の同意が求められました。

議案第8号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、識見選出の監査委員に、引き続き香取市監査委員の仲野進氏を選任するため、議会の同意が求められました。

報告第1号 専決処分の報告については、消防団車両が相手方車両と接触し、損傷させた物損事故に係る損害賠償の額を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したのでしたので、同条第2項の規定により、議会に報告がありました。

以上、令和4年3月香取広域市町村圏事務組合議会定例会の報告といたします。

○議長（大原 秀雄君） 続いて、千葉県後期高齢者医療広域連合議会報告を許します。
8番 高橋議員。

○8番（高橋 正剛君） 8番、高橋です。議長のお許しをいただきましたので、広域連合議会定例報告を、朗読をもって報告とさせていただきます。

令和4年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告書。

去る2月14日に、令和4年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という）議会定例会が、オークラ千葉ホテルにおいて開催されました。

定例会では、広域連合会議規則の一部を改正する発議案が1件、条例の一部改正等が4議案、令和3年度一般会計及び特別会計補正予算、令和4年度一般会計及び特別会計当初予算の9議案が審議され、全て原案のとおり可決されました。

一般質問では、2名の議員から、令和4・5年度保険料率改定の詳細や、令和4年度予算の詳細などについて質問がありました。

以下、議案について概要を説明いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めること（広域連合職員の給与に関する条例及び広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）は、千葉県人事委員会勧告に準じ、職員及び会計年度任用職員の給与改定に伴う所要の改正を、専決処分により制定したので、規定により報告し、承認を求めたものであります。

議案第2号 広域連合職員の給与に関する条例及び広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の期末手当の改定に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第3号 広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、個人情報の保護に関する法律の改正並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、用語の定義に係る所要の規定の整備を行うものであります。

議案第4号 広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和4年度及び令和5年度の保険料率を据え置くとともに、令和4年度以後に係る保険料の賦課限度額を改定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第5号 広域連合後第四次広域計画の策定については、平成28年度に策定した第三次広域計画が令和3年度をもって期間満了となることを受け、策定するものです。

議案第6号 令和3年度広域連合一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億2,018万7,000円を減額し、歳入歳出の予算をそれぞれ25億

8,127万3,000円とするものです。

主な内容は、歳入で財政調整基金繰入増額に伴う市町村負担金の減額、歳出では職員人件費及び老人福祉費の減額等です。

議案第7号 令和3年度広域連合特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,453万3,000円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ7,062億9,124万2,000円とするものです。

主な内容は、歳入で特別高額医療費共同事業交付金、財政調整交付金等の増額、健康診査事業費補助金及び一般会計繰入金の減額等です。歳出では、特別高額医療共同事業拠出金及び基金積立金の増額、電算事務費等一般管理費の減額等です。

議案第8号 令和4年度広域連合一般会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億9,384万1,000円とするものです。市町村負担金を主な歳入とし、広域連合の運営に必要な基本的経費である一般事務費、職員人件費及び議会費などを主な歳出として計上しています。前年比で4,998万8,000円の減額となっています。

議案第9号 令和4年度広域連合特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,144億9,581万2,000円とするものです。市町村負担金のほか、国庫支出金や支払基金交付金などを主な歳入とし、保険給付費や保健事業費を主な歳出として計上しています。被保険者の増加による医療給付費の増等により、前年比で277億8,517万9,000円の増額となっています。

以上、令和4年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告といたします。

◎日程第3 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度神崎町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年度神崎町一般会計補正予算（第6号）につきまして、地方自治法

第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,390万円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億4,640万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入は、15款、国庫支出金では、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金として、3,390万円を計上いたしました。

歳出は、3款、民生費では、子育て世帯等臨時特別支援事業として、事務費及び給付金、合計で3,390万円を計上いたしました。

これは、12月の神崎町議会定例会においてご承認いただきました子育て世帯等臨時特別支援事業給付金として、1人当たり10万円の給付金のうち、先行給付金5万円分を計上しておりましたが、一括して全額支給することが可能となったため、12月中の支給開始に向け、残りの5万円分を計上したものであります。

本事業は、早急な対応が必要であり、予算措置についても急施を要したため、12月16日に専決処分をしたものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度神崎町一般会計補正予算（第6号））を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は承認されました。

◎日程第4 議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度神崎町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(大原 秀雄君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第2号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年度神崎町一般会計補正予算(第7号)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億1,290万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入は、15款、国庫支出金で、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金として、6,650万円を計上いたしました。

歳出は、3款、民生費で、非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業として、事務費及び給付金、合計で6,650万円を計上いたしました。

これは、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策として、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面している方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を支給するものであります。

本事業は、早急な対応が必要であり、予算措置についても急施を要したため、1月11日に専決処分をしたものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大原 秀雄君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(大原 秀雄君) 異議なしと認めます。よって、日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度神崎町一般会計補正予算(第7号))を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(大原 秀雄君) 挙手全員。よって、本案は承認されました。

◎日程第5 議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程5 議案第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に人権擁護委員の候補者として、鏑本進氏を推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

鏑本さんは、現在66歳。住所は、神崎町小松132番地1であります。主な経歴としましては、昭和53年4月から平成28年3月まで神崎町役場に勤務し、その間、社会福祉協議会事務局長をはじめ、教育課長、保健福祉課長、町民課長などの管理職を歴任され、退職後、平成28年7月から人権擁護委員、令和2年7月から、神崎町情報公開審査会委員として、人権擁護活動や個人情報保護に関する啓発などに尽力されております。なお、現在、香取人権擁護委員協議会において、事務局及び常務委員としてご活躍されております。

つきましては、今後も引き続き、令和4年7月1日から3年間、人権擁護委員としてご尽力をいただきたく、再度、推薦するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は同意されました。

◎日程第6 議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程6 議案第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に人権擁護委員の候補者として鎌田貞隆氏を推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

鎌田さんは現在、武田にあります曹洞宗高源院の住職をされており、年齢は51歳であります。主な経歴としましては、平成7年3月に大本山永平寺別院長谷寺にて僧の修行を経て、平成17年6月に宗教法人高源院住職に任命されております。令和元年7月1日から、人権擁護委員として、人権思想に関する啓発と人権擁護運動に努力されておまして、現在、香取人権擁護委員協議会人権教室運営委員として、町内小学校での人権教室の開催などにご尽力されております。

今後も、引き続き、令和4年7月1日から3年間、ご尽力をいただきたく、再度、推薦するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第6 議案第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は同意されました。

◎日程第7 議案第5号～日程第14 議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第7 議案第5号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第8 議案第6号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第9 議案第7号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第10 議案第8号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第11 議案第9号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第12 議案第10号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第13 議案第11号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第14 議案第12号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、全て農業委員の任命に係る案件でありますので、一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第5号から第12号の神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を一括して申し上げます。

本案は、令和4年4月18日で任期満了を迎える神崎町農業委員について、新たな委員の任命に当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

候補者の選出については、同法第9条第1項の規定により募集を行ったところ、8名の推薦及び応募がありました。

議案第5号 飯田千春さんは、住所は神崎町武田771番地2で、昭和42年4月9日生まれの54歳であります。本人からの応募になります。

議案第6号 石橋一博さんは、住所は神崎町郡1367番地で、昭和42年8月21日生まれの54歳です。農事組合法人神崎東部からの団体推薦になります。

議案第7号 石橋公夫さんは、住所は神崎町立野487番地で、昭和31年1月1日生まれの66歳です。立野ファミリー協業組合からの団体推薦になります。

議案第8号 岡野かよ子さんは、住所は神崎町小松286番地で、昭和24年3月13日生まれの72歳であります。小松営農株式会社からの団体推薦になります。

議案第9号 岡野浩一さんは、住所は神崎町神崎神宿303番地で、昭和34年11月30

日生まれの62歳です。農事組合法人こうざきグリーンサービスからの団体推薦になります。

議案第10号 鈴木正司さんは、住所は神崎町神崎神宿674番地で、昭和29年8月6日生まれの67歳です。農事組合法人こうざきめぐみ農場からの団体推薦になります。

議案第11号 椿正之さんは、住所は神崎町毛成1016番地で、昭和35年6月10日生まれの61歳です。農事組合法人KRCからの団体推薦になります。

議案第12号 平田公男さんは、住所は神崎町大貫1010番地で、昭和30年2月1日生まれの67歳です。本人からの応募になります。

以上8名の方々は、行政執行に対しても前向きに取り組んでおり、農地等の有効利用と、農業行政の活性化を推進していただける方々であります。

なお、委員の任命に当たっては、認定農業者を委員構成の過半数とすることや、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を含むことが必要であり、偏りが生じないよう配慮するものとされております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 最後の平田さんについてなんですけども、前に女性の農業委員の成り手がなくて、どこかに人はいないかと聞かれたので、よそから移住した人なんですけれども、畑で野菜を作っていて、農業にも大きな関心を持っていて、また、人前で話もできる人なのでどうかと言ったところ、趣味で農業とかガーデニングをやっているような人は駄目だと言われてしまいました。その人と平田さんとはどこが違うんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 金田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（金田 智君） お答え申し上げます。

以前の事例をこちらで存じ上げませんので、それについてはお答えできませんけども、基本的に農業委員につきましては、農業に関する知見を有する者ということが、まず大前提となります。

平田さんにおかれましては、現在は非農家でございますけども、かつてご実家のほうでは農業を営まれておりました。また、農業に関する知見もあるということでございます。また、両総土地改良区、こちらの地区役員もしておられるということで、適任かと思っております。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

1 番 椿 等議員。

○1 番（椿 等君） 今回、一括上程になってはいますが、この中で、現認定農業者及び法人として認定農業者になっている、それと同時に、現在も農業委員をされていて、次回このような形で再任されたという方、及び農業推進委員から格上げになったという言い方は失礼ですけど、そういう方から今回、農業委員になった方っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 金田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（金田 智君） お答えいたします。

そうしますと、議案の順番からお答えいたします。飯田千春さんにつきましては、現在も農業委員でございます。中立な関係になります。それから、石橋一博弘さん、こちらにつきましては、神崎東部ということで、新たな推薦ということになります。

石橋公夫さんにつきましては、現職でございます。再任という形になります。提案理由にございましたけども、立野ファミリー協業組合からの推薦ということでございます。

それから、岡野かよ子さんにつきましては、女性ということで、新たに委員としてご推薦申し上げたところでございます。小松営農組合からということでございます。

それから、岡野浩一さんにつきましては、こちらも再任ということでございますけども、こうぎきグリーンサービスということで、こちらも団体推薦ということでございます。

鈴木正司さんにつきましても、再任ということでございます。こうぎきめぐみ農場ということで、法人からの団体推薦ということでございます。

それから、椿正之さんにつきましては、こちらは新たに委員となっただく方でございます。毛成のKRCからのご推薦ということでございます。

認定農業者という方は、こちらの中にはいらっしゃいません。皆様、団体が全て認定農業者ということになってございますので、そのような状況になります。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 1 番 椿 等議員。

○1 番（椿 等君） 団体といっても、法人にあらざるものについては認められるのかな。そんな意味で、どこが団体として認定を受けているかということ伺いたい。

○議長（大原 秀雄君） 金田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（金田 智君） お答えいたします。

今申し上げましたのは全て認定農業者ということでございます。全て認定農業者として指定されている団体でございます。よろしいでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 人事案件ですが、この8名に関して一括上程していますが、この人どうこうではありません。それで、金田課長、長くなりますから、よくメモして、議案審議は3回しかできないというあれですが、一括して聞きます。メモしてください。それで、これは議案審議は通告していないから、もし分からなかったら多分、議員控室には補佐がいるわけです。何でも知っている石橋正彦さんなんか向こう側にいて、私の声が聞こえていると思いますので。

まず1つ。この農業委員会法が変わって、今回で3回目かなと思いますが、この推薦方法、12月に町長の提案理由でもありました。12月に広報にも確かにありました。公募。それで、これは本人応募、それと今、椿議員が言った推薦、推薦という人も、これは全部、営農組合でしょう。認定農業者とはいいながら。まず、これは何回目ですか。

それと、これが定数がオーバーしちゃった場合、公募だから、そうした場合には、以前のように公職選挙法に基づいて選挙になることはないと思いますが、その辺は何回か前に規定が変わっていますから、その質問。オーバーしちゃった場合。

それと、我々議員は、もうネットに載っているけれども、月の報酬は調べれば分かる。一般議員が17万、議長は5万、副議長は2万、これはネットで分かる。農業委員の報酬は幾らなんですか。これは説明できないならいいけれども。

それと、下部組織、誰かが質問しましたが、多分、農地利用最適推進委員の推薦応募、農業委員は8名いるけれども、下部組織にこれがあると思いますが、これは何名くらいいるわけですか。それと、これはどのように選出するわけですか。

それで、まずこの農業委員会法が変わってから、議会の同意を求めるというのも、今、同じような質問をしましたが、オーバーした場合だとか選出方法。これは同じ話になっちゃうけども、営農組合からの推薦と本人、定数8名になって。

これで1回目は終わりにします。

○議長（大原 秀雄君） 金田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（金田 智君） お答えいたします。

まず、本人が応募した方、こちらは1名だけでございます。平田さんということでございます。

それから、先ほど営農組合ということだったんですけども、今回こちらの団体につきましては、全て法人でございます。

それから、応募が過剰になった場合、こちらにつきましては、ちょっと後でお答えいたします。

それから、報酬ですね。農業委員さんにつきましては、会長が月額2万円でございます。それから、その他の委員につきましては月額1万8,000円ということでございます。

それから、推進委員、こちらは定数は7名となっております。ちなみに、こちらの月額の報酬が1万4,000円となっております。

それから、仮に応募が定数を上回った場合ということでございますけれども、こちらにつきましては、選考委員会というものを設けて、そちらに諮りまして……。すみません、この選考委員会なんですけれども、町長が必要があるときに設けるということになってございます。その委員会の中で意見を聞いて、決定をするという形になります。

以上になります。（「推進委員はどのように決めるわけですか。これ質問してあるよ。座ったままですみません」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 金田局長、大丈夫ですか。

○農業委員会事務局長（金田 智君） すみません、もうちょっと時間をいただいてよろしいでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） すみません、暫時休憩します。

（午前11時10分）

○議長（大原 秀雄君） それでは会議を再開いたします。

（午前11時19分）

○議長（大原 秀雄君） 金田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（金田 智君） では、寶田議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの私の答弁で、1つ訂正がございます。立野ファミリー協業組合、こちらも法人と申しあげましたけれども、こちらは営農組合ということで、訂正させていただきます。

それから、先ほどのご質問で、推進委員が定員を超えた場合、どのような扱いになるのかということなんですけれども、こちらも農業委員の定数を超えた場合と同じ扱

いということで、まず神崎町農業委員候補者選考委員会、こちらをまず設けます。その中で、町長が諮問を行うと。定数を超えているけどもどうするかということで、その諮問に対しまして検討を加えて、答申を委員会で行うという形になります。ですから、仮に定員が7名のところを8名になったという場合、1名はどうしても切らなければいけないということで、その1名について、答申を行うということになります。定員を超えていますので駄目ですよという、要するに端的に言えばそういう言い方になるんですけども。

以上でございます。（「下部組織」と呼ぶ者の声あり）今は推進委員ということで。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これは私が、すみません、えらい時間を取っちゃって。でも会期の時間は、今日は午後5時までやってもいいわけですから、時間を取ってもあれです。

12月に公募ですよ。公募に対して応募ですからね。12月に公募を出しているんだけど、ただ今回、農業委員会法が変わって、どのように農業委員は選出しているのか。公募していて、どうなのかなと町民の中から聞かれて、今度、今までは公職選挙法に基づいて、10年くらい前だと思いますが、それが変わったから、だから皆さん、分かるけれども、今の農業委員はどのように決めているのかなという町民からの話がありまして、だけど私はこれはその町民の人にも話はしていますが、今回は町長の推薦があって、議会の同意を求める。ただそれでいいんじゃないかなと。それだけだと思います。諮問委員会だとか何とかで、町長の推薦で議会の同意を求める。

それで、この下部組織に関しても同様なあれですか。今、説明したけども、これは町長の推薦ですか。

○議長（大原 秀雄君） 金田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（金田 智君） お答えをいたします。

こちらは農業委員会からの推薦ということになります。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 私はこの8名の人、どうこうではないからね。地区的なことも、以前は各地区での推薦みたいなのを取って、それが公職……、農業委員は選挙なんか、過去一度あったみたいですが、選挙はないけども、各地区を見て、バランスよく選んでいたみたいですが、今回ね、同じ地区から2人も出ているのもあるし、ない地区の場合には、例えば農業委員会3条、4条、5条があります。その担当の地区

に農業委員がいなかった場合には、どのようにやるわけですか。

○議長（大原 秀雄君） 金田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（金田 智君） お答えいたします。

農業委員は定数が8名ということですので、各地区満遍なくということにはなかなかならないんですけども、近隣の地区、例えば小松であれば並木または神宿地区、そちらの農業委員の方に現地を確認していただくとか、そういった業務をお願いしているところがございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） この農業委員会が適正か、この下部組織ですか、それも一応、農業委員の補佐的なあれですから、ない地区には、後から7名選べるんですが、それを回したらどうなのかなという私のあれです。

農業委員会法が変わってから、新区には一人も来ませんからね。武田から出ているから、新・武田だからね。新・武田だから武田の人に見てもらっているかも分からないけども、さっき鈴木議員が質問した女性は多分、新区の女性だと思う。それが、趣味程度にやっている女性だからということで断られたんじゃないのかなと思いますが、農業委員会法が変わってから、新地区には一回も回ってこない。

これだけで終わりにします。

○議長（大原 秀雄君） 金田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（金田 智君） お答えいたします。

なるべくお手伝いいただいて、全地区、満遍なく回っていただくような形を取っているところがございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。

採決は、1件ずつ行います。

日程第7 議案第5号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(大原 秀雄君) 挙手全員。よって、本案は同意されました。

続いて、日程8 議案第6号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(大原 秀雄君) 挙手全員。よって、本案は同意されました。

続いて、日程第9 議案第7号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(大原 秀雄君) 挙手全員。よって、本案は同意されました。

続いて、日程第10 議案第8号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(大原 秀雄君) 挙手全員。よって、本案は同意されました。

続いて、日程第11 議案第9号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(大原 秀雄君) 挙手全員。よって、本案は同意されました。

続いて、日程第12 議案第10号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(大原 秀雄君) 挙手全員。よって、本案は同意されました。

続いて、日程第13 議案第11号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(大原 秀雄君) 挙手全員。よって、本案は同意されました。

続いて、日程第14 議案第12号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（大原 秀雄君） 挙手多数。よって、本案は同意されました。

◎日程第15 議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程15 議案第13号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 第13号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、神崎町一般職の職員の給与に関する条例における級別基準職務表の見直しを行うものであります。

改正の内容は、現在7級に配置している主幹を、6級の管理職として配置いたします。これにより、今後、見込まれる管理職階級の人員不足を解消し、早い段階から管理職としての人材育成を図るとともに、管理職への昇格に伴う急激な給料上昇の緩和を図るものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第15 議案第13号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程16 議案第14号 町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第14号 町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、特別職の給与を減額する措置を、特例条例により、令和4年3月31日までを期限として実施しているところですが、その期限を令和5年3月31日までさらに1年間延長するため、特例条例の一部を改正するものであります。

なお、今回の減額措置の延長による影響額は、年間約810万円の削減効果となります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これは特例で毎年のことですから、これに関しては町長の給料で、教育長も関係しますが、町に関して810万円もの効果があるということですが、これはこれでいいです。総務課長、12月に職員と……、11月の臨時です、町長、教育長のボーナスカットがありました。人事院勧告。私はこれ、ちょっと勘違いだか何だか分かりませんが、神崎町町長は特例でこれを出して下げているんだから、人事院勧告には関係ないのかなと思っていたけども、やっぱりその都度、特例でこれだけ下げたってけども、人事院勧告があるたんびに上がったり下がったり、町長の側もこれ、なるわけですか。

私は暮れに、職員も町長も一生懸命やっているんだからボーナスを下げる必要はあるまいと言って、両方とも手を挙げなかった。議会だよりにはバツ2つありましたが、それはともかくとして、人事院勧告で、特例で神崎町、下げている。その町長のが上がったり下がったり……、職員が人事院勧告があったら、これにも適用するわけで

すか。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

町長、特別職の給与について、11月の臨時で、人事院勧告に即して減額というような手当の減額をいたしました。これにつきましては、人勧が特別職の報酬に影響するということではないんですが、県の人勧に、先ほども申し上げましたが、即した形で期末手当の減額をしたというような状況でございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第16 議案第14号 町長、副町長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第17 議案第15号 神崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。樺町長。

○神崎町長（樺 等君） 議案第15号 神崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、昨年的人事院及び千葉県人事委員会勧告を受け、先行して行いました一般職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の給与改定を行うものであります。

改正の内容は、会計年度任用職員の期末手当を、千葉県会計年度任用職員の支給月

数と同様に、年0.05か月分、引き下げるものとなっております。

実施時期につきましては、令和4年度分からいたします。

なお、この改正に伴う影響額は、約30万円の減額となります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 会計年度任用職員の期末手当の改定概要、頂戴しました。これを見ると、参考として一般職員の支給月額、その上段に会計年度任用職員の内容が書かれています。一般職員を見ると、令和4年度以降2.4月、会計年度任用職員については2.50月というように書いてあるんだけど、条文を見ると、どう見ても私にはそのように見えないんですけど、どういうことかちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 椿議員のご質問にお答えいたします。

一般職の支給月額と、会計年度職員の割合が違うんじゃないかなというご質問でございます。こちらにつきましては、先ほど町長の提案理由の中にもございましたが、こちらの改正につきましては、県の改正に伴うものを準拠してやっております。

確かに人勧のほうでは、職員、0.15か月のマイナスをさせていただいたんですが、県のほうでは、会計年度職員については、実施も令和4年度からで、引下げ率も0.5というような形で、会計年度職員のほうの引下げを決定しているところでございまして、それに即した形で、本町のほうも改定をさせていただいたという事実でございします。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 1番 椿 等議員。

○1番（椿 等君） 3年度12月、1.27月支給済みということになっています。それで、現行の条文を見ると、112.5とあるのを、100分の127と……、あっ、24と15の違いですか。意味分かりました。失礼。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第17 議案第15号 神崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(大原 秀雄君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第16号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大原 秀雄君) 日程18 議案第16号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(大原 秀雄君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第16号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法の育児休業等に関する法律の改正に伴い、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のため、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等について、条例改正を行うものであります。

改正の内容は、非常勤職員が育児休業を取得する際の在職期間要件の廃止及び育児休業を取得しやすい環境整備に関する措置の義務づけとなっております。

実施時期につきましては、令和4年4月1日からとなっております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大原 秀雄君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 高柳議員。

○3番(高柳 智君) 改正内容の中で、育児休業に関する研修は、研修を行うということだと思いますし、相談体制の整備というのは、課長ないしに相談するような体制の整備だと思いますが、最後の勤務環境の整備というのは、具体的にどのような措置を講じるのか、イメージがちょっと湧かないので、教えていただきたいと思います。

○議長(大原 秀雄君) 久保木総務課長。

○総務課長(久保木 豊吉君) 高柳議員のご質問にお答えします。

勤務環境の整備、これにつきましては、この目的としましては、取得しやすい状況をつくるというのが目的でございます。したがって、先ほど議員がおっしゃいま

したように、研修であったり、それから体制の整備、相談、こういったものを受ける。そのほかに、町側から取得の事例、こういったときに取れますよとか、そういった事例の教示をしたりして、取りやすい環境を整備したいなと考えております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第18 議案第16号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第17号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程19 議案第17号 神崎町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案17号 神崎町消防団条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年4月の消防庁長官通知を受け、年々減少傾向にある消防団員の処遇改善を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

内容は、年額報酬の改定として、団員の年額報酬を2万円から2万5,000円に、出動報酬の新設として、災害出動やその他の出動に対して、新たに報酬を支給するものであります。これにより、地域防災力の中核的役割を果たす消防団活動の充実が図られ、安全で安心なまちづくりの推進に寄与されることが期待されます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 高柳 智議員。

○3番（高柳 智君） 先日の火事もそうでしたが、台風等の風水害に関しましても、献身的に消防団員の皆様は活動、参加していただいています。その処遇改善をこのようにしていただけることは、非常に素晴らしいことだと私は思います。この2万円も、私が団員をやった頃ですからもう20年、30年ぐらいですかね、変わらないままだったと思います。

そこで、私が聞きたいのは、近隣の状況はどのようになっているか、教えていただきたいと思います。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 高柳議員のご質問にお答えします。

団員報酬についての近隣の状況でよろしいでしょうか。はい。近隣の現行の状況としましては、いわゆる香取広域1市3町につきましては、現行、年額2万円というような状況でございます。

本改正に伴って、本町につきましては5,000円アップの2万5,000円という形で提案をさせていただいております。こちらにつきましては、香取広域の会員の中でいろいろすり合わせをしてきたわけなんですけど、ほかの団体につきましては据置きという形になってしまいましたが、本町につきましては、先ほど高柳議員がおっしゃったように、消防団の処遇改善という意味から改善を図りたいということで、今回の提案にさせていただきました。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳 智議員。

○3番（高柳 智君） 神崎町の消防団は操法がかなり有名ですけれども、操法だけじゃないんだと、処方を改善して、町として団員を補佐していくんだというところ、非常にご英断だと思います。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 香取広域では私のほうが出席していますので、私から答弁するほどじゃないですが、報告します。それとあと総務課長、ちょっと質問もしますからね。

団員報酬は、香取では2万円で、神崎は2万5,000円に上げたわけですが、消防団長、団長手当が、香取市が現行で15万、東庄町が15万で、多古町が神崎と同じ12万

7,000円だったのかな。これが団長を15万に引き上げた。それで、副団長が8万5,000円が、8万9,000円か、これが10万円に、団長、副団長が、神崎の場合、団長、副団長、近隣が全部15万、10万に上げてある。これが据置きというわけです。

特に、何だか聞くとところによると、神崎町団長が香取の支部長になったということで、年間で2万か3万、消防団長をやるような人は男気があるからどうこうないとは思いますが、近隣並みに団長、副団長を上げることはできないわけですか。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

寶田議員のおっしゃったとおり、本町の団長の年額報酬につきましては12万7,000円、副団長につきましては8万8,900円というような額でございます。こちらの内容につきましては、消防団本部役員、それから、もちろん消防員、そういった組織と相談した上で、また報酬については検討したいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） これは提言と言ってもあれですが、これは答弁は要らないから。香取広域が、団長が香取市、多古町、東庄が15万、副団長が10万。同じようにしてもらおうように、要望ですから。

終わり。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

1番 椿 等議員。

○1番（椿 等君） 今回、消防団員手当、年間報酬の引上げ、2万から2万5,000円、あるいは出動手当の設定、されました。これに至るまでに、国のほうから団員の年間報酬、3万2,000円とか3万6,000円とか、あるいは成田が3万6,000円だけ、というような額になっています。それで、寶田議員が今おっしゃられましたけれども、香取広域では団長が15万で、神崎は神崎単独。でもお世話になっているのは成田市。成田市の団員手当は、神崎のはるかに高い金額になっています。

これをならせとは言いません。でも今回、2万円が2万5,000円になった背景には、少なからずその国からのお達しである基準額に近づけなさいよというアプローチがあったからこそ、こうなった。いまだに香取広域じゃそれをやっていないけれども、今後の方針として、団員が減少する、あるいは予期せぬような災害が多発している、そんな中で、消防団員にかかる重み、あるいは地域にとっての重要な機関である消防団、それらに対する町の考え方を、この場でちょっとお伺いしたい。

○議長（大原 秀雄君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 消防団員につきましては今、確かに若手がどんどん減ってきている中で、どこの地区においても正団員の数を確保するのは大変な状況になってきました。昔は予備団員までいて、十七、八人いました。今は10人確保するのがやっとの状況でございます。操法などというような事業も、十何年に一遍、回ってきます。これも負担になりつつあるというような状況でして、ましてや昼間、出てきて消防活動をするというようなことは、非常に厳しい状況です。皆さん、お勤めがあって、そうした中で、下手すると辞めろと言われるくらいの話だそうでございます。

それをどうやって克服していくかということ、我々にできることは、今、取りあえずこうした報酬を上げるというふうなことが、まず第一だろうと考えています。成田市のように、同じような報酬をあげられれば一番いいわけですが、香取郡内の中での統一步調も取っていききたいなということもありますので、今できることを、最善のことをまずはやっていきたい、そう思っています。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第19 議案第17号 神崎町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。議場の時計で午後1時30分までの休憩いたします。

（午後0時04分）

○議長（大原 秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後1時30分）

◎日程第20 議案第18号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第20 議案第18号 神崎町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第18号 神崎町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、国が令和2年度、千葉県が令和3年度にそれぞれ消費税率の引上げ等に伴う道路占用料の改定を行ったことを受け、本町においても、国及び千葉県の改定内容に準じて、道路占用料の改定を行うものであります。

改定時期は、令和4年4月1日からといたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 全協でも出ましたが、武田地先にある杉山建設工業かな、あの敷地内に町道が走っている。それは昨年か、境界ははっきりしたというんですが、入り口に門があって、それを道路の上に、アーチかな、あれがあるみたいですが、それにも道路占用料金をかけるわけですか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 武田地先の町道にかかっているゲートと言われるものですが、従前までは、占用料条例にそれに該当する占用物件の料金の設定がなかったということで、今までは免除という形で取り扱っていたんですけども、今回のこの占用料の設定に合わせて、令和4年度以降につきましては、占用料をお願いしようということで今、考えているところでございます。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 今、石井課長、令和2年度以降と言ったから、前の分ももらうわけですか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 失礼しました。言い間違いでございます。

令和4年度以降ということでございます。申し訳ございません。

○議長（大原 秀雄君） 質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(大原 秀雄君) 異議なしと認めます。よって、日程第20 議案第18号 神崎町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(大原 秀雄君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第19号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大原 秀雄君) 日程第21 議案第19号 神崎町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(大原 秀雄君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第19号 神崎町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、里道や水路などの法定外公共物の占用料について、このたびの道路占用料の改定に合わせ、その内容に準じて改定を行うものであり、占用料に関して、神崎町道路占用料条例を準用する規定に改める内容となっております。

改定時期は、道路と同様、令和4年4月1日からといたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大原 秀雄君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 高柳 智議員。

○3番(高柳 智君) この条例の改定の影響額は、どのぐらいを見込んでおりますでしょうか。

○議長(大原 秀雄君) 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長(石井 達矢君) 法定外公共物の占用料についての、改定後の影響額ということでございます。

物件の増減を考慮しないで、単純に単価だけを仮置きするという形で算定いたしま

すと、法定外公共物につきましては、およそ10万円ほど増額する見通しとなっております。

なお、先ほどの道路占用につきましては、同様に算定した場合に、およそ25万円ほどの増額という見込みとなっております。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第21 議案第19号 神崎町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第20号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第22 議案第20号 令和3年度神崎町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第20号 令和3年度神崎町一般会計補正予算（第8号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,010万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億300万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものとして、1款、町税が合計で1,500万円の増、11款、地方交付税2億7,294万7,000円の増、15款、国庫支出金では、地方創生臨時交付金の追加交付などにより687万2,000円の増、18款、寄附金では、ふるさと寄附金として500万円の増、19款、繰入金では、現時点での歳入歳出の実績を踏まえ、財政調整基金繰入金などを1億9,618万1,000円減額いたしました。20款、繰越金では、前年度の実質収支額とし

て、8,444万3,000円を増額いたします。

歳出の主なものは、2款、総務費では、財政調整基金積立金1億40万9,000円のほか、公共施設整備基金に1億7,782万5,000円の積立てをいたしました。3款、民生費では、介護保険事業特別会計繰出金に224万2,000円、6款、農林水産業費では、農業委員及び推進委員報酬に417万7,000円、8款、土木費では、町道新設改良事業の公共事業分として1,688万7,000円、また、単独事業分として633万2,000円を、それぞれ減額しております。

その他の補正につきましては、歳入、歳出ともに事業費の確定などに伴う減額が主な内容となっております。

住民記録システム改修事業など6事業につきましては、年度内の完了が見込めないことにより、繰越明許費を設定いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） まとめてお聞きしたいと思います。

まず、歳入のほうなんです、地方交付税、これは普通交付税ですので、メニューにのっとった算定がされていると思います。かなり増額になっておりますが、まずその理由。

続きまして、歳出ですが、4款、衛生費の予防接種事業、がん検診事業、健康増進事業、感染症予防対策事業等、かなり減額になっておりますが、こちらの理由。

6款、農林水産業費、備品のタブレット購入ということなんです、明許になっておりますが、こちらの理由。

9款、消防費なんですけれども、繰出金、こちらで補正しておりますが、水道事業会計のほうは補正はしないのでしょうか。

10款、教育費ですが、神崎小学校の屋内運動場非常用電源施設整備事業費が減額になっておりますが、これは入札差額でしょうか。理由をお聞かせください。

あと、附表のほうにあるんですが、先ほどの主幹を6級にするというところで、36ページ、こちらの6級の表には主幹という文字が入ってこないんですが、これは何でしょうか。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 高柳議員のご質問にお答えします。

私のほうからは、一番最初の地方交付税の増額分の増の理由ということですが。交付税のほうは、2億7,294万7,000円の今回の補正となっております。これは前年に比べますと、約1億9,800万増額というような数字、前年比較になります。

その理由なんですけども、現在、国のほうでは、デジタル庁を新設するなど、デジタル化社会を目指しているということで、デジタル社会の推進費としての交付税算定が、例年よりも多く算定されていると。そのほかに、もろもろの基準財政の基準ですか、その上がったものもあるんですが、主な理由としてはそういう理由になります。

それから、附表のほうの36ページのほうの職務内容のほうの6級に主幹が入っていないということだったんですが、こちらについては今回の議案の可決前で行ったので、改めてここに入れるということはありませんでした。

それから、申し訳ございません、9款の消防費に関するご質問、もう一度、申し訳ありません、お願いしたいんですが。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳 智議員。

○3番（高柳 智君） 繰り出しのほうの一般会計から繰り出しは補正しているんですけども、水道事業会計のほうは補正はしないんでしょうかということなんですけど。繰り入れのほうにですね。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

衛生費のほう、各種検診等の事業につきましては、やはり多くの町民の皆さんに検診を受けていただきたいということで、あらかじめ予算、若干多めに取っております。昨今の状況、コロナ感染等によりまして、やはり外出を控える方等が多く出たというようなこともあると思いますが、そういった点で予算を執行できない部分があり、今回、減額補正させていただきました。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 9款の消防の関係の水道事業会計の繰出金、消火栓経費分、こちらの補正が水道会計のほうの補正に影響がされていないのかというご質問だったかと思うんですが、こちらについては、水道会計については当初予算で既に見込んでございましたので、今回の補正には入れてございませんでした。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） それでは、農業委員、また農地利用最適化推進委員

用のタブレットの購入の関係でございます。

なぜ繰越しなのかということなんですけども、これがもともと全額、国庫金ということで、国庫補助事業なんですけども、国の予算組み自体が、あらかじめ令和4年度への繰越しを想定していたということで、自動的に町のほうでも翌年度繰越しという手続を取ったところでございます。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 本宮教育課長。

○教育課長（本宮 賢君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

27ページの神崎小学校屋内運動場非常用電源設備事業費の99万5,000円の減額ですが、お見込みのとおり、入札差額でございます。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 私は最後に質問するようにしていきまして、前回の後にもまた質問があるからといって前議長に途中で切られたんですが、いつも最後にやるようにしております。

町長、財政状況いいですね。まず、高柳議員も質問しましたが、地方交付税、これが2億7,000万が入ったそのあれは分かった。それで、この年度末で12億になっている。これが私は過去最高の地方交付税じゃないかなというような気がしますが、総務課長、これを聞きます。

それと財調に関しても、歳入で減額補正で1億8,000万、これはまた積み戻して、歳出で積立てが1億3,000万、両方で3億1,000万、財調に積むわけですが、財政状況、これは本当にいいわけですが、財調の合計がこれで年度末で大体、幾らになるのか。

それと、農業委員のことですが、午前中は農業委員の選出方法をいろいろ聞きました。今回は農業委員の県から来る410万ですか、これは一般会計にあるからと思って、後から質問を考えていました。また議長に注意されるから、それはないよと言われるから、410万、農業委員8名、推進委員が7名。15名ですか。これ全部、均等に配布するわけですか。その配布状況。

町道3路線、繰越明許で成田神崎線と神宿松崎線で2,500万と7,900万、これが繰り越されるということですが、23ページの、みんな減額補正になっております。括弧して公共というのは、これは補助金のお金ですか。

それと、単独というのは町のあれで、全部これ、減額補正になっていますが、繰越明許をやって、国のほうからの予算を立ててあるものは返さなくて済むわけですか。

それで、この23ページの公共と、これも減額補正。このお金はどうなのですか。

まず、取りあえずそれ4つ聞きます。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

財政調整基金の令和3年度末の見込み額がどのくらいかというご質問だったかと思うんですけども、現在のところ11億6,700万を見込んでおります。

この内容につきましては、昨年度末の基金残高に令和2年度の繰越金額の2分の1を掛けて算出した金額に、預金利子等の新たな積立金を加えた中でプラスしたものがこの見込みの数字になっております。

以上です。（「地方交付税、今までで最高じゃなかったか」と呼ぶ者の声あり）交付税については、先ほど申し上げました。前年比1億8,000万プラスになっていますが、過去の比較はちょっとしていないものですから、今お答えがちょっとできません。

以上です。（「調べておいてください。過去最高だと思うんだけど」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） 農業委員と農地利用最適化推進委員の報酬の支払いの仕方ですね。こちらは総額で、今回補正額で411万7,700円ということでございます。

その内訳といたしまして、まず活動実績に応じたものは、このうちの53万7,000円、こちらがでございます。この53万7,000円というのは、農業委員、また推進委員の個人の活動について支払われるものですので、月額6,000円ないし7,000円をお支払いするものでございます。活動日数によって個人差がございますので、活動が一番多い方で約5万5,000円、少ない方で約3万円、こちらを支払うこととなります。15名に対してですね。

それから、残りの364万でございます。こちらについては、皆さんに均等に配分するということとなります。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） まず、事業名、23ページの町道新設改良事業（公共）と単独の意味でございます。「公共」とあるのは、お見込みのとおり国庫補助事業、国庫補助を活用した事業ということで、公共事業ということでございます。単独というのは、国庫補助を活用せずに、町の独自の経費で事業を行うものということで、公共と単独、そのような使い分けをしております。

この減額については、執行残という部分なんですけども、一部国庫補助事業、公共のほうにつきましては、既に当初の予定で交付決定を受けております。本来であれば、用地の部分として交付決定を受けているわけなんですけども、用地のほうは不用額として、実際執行されないと、それを返還というか、その分、交付決定額が減らされるという形になるんですけれども、繰越しを行うことで、その交付決定額を翌年度、交付を受けることができますので、繰越明許をして、その交付決定をそのまま生かすというような、そういう取扱いをさせていただいております。

ただ、用地費をそのまま繰り越すということは、国庫補助のルール上、認められていないため、工事費に予算を組み替えて、繰越しの設定をするということがございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） それで、国庫補助で、返すのは一銭もないわけですか。この繰越しとこの数字がちょっと合わないんですけども、23ページと繰越明許のもので、国に返すようなのは、土地取得ができないために返すお金はないですか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 交付決定の後に減額されるとか、実際まだいただいていないので、返すという考えではないんですが、交付決定を減額するというようなことはないと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） まだ金が入金していなかったから、減額補正というわけですか。

今年も町道3路線、なかなか進まなかったんですけども、町長の提案理由にもありましたが、令和4年度は見通しがよいみたいですから、課長、皆さんあれだけども、私の質問だと心臓に皆さん、悪いのかと思って、前の建設課長は心臓が破裂しそうなあれだったですよ。私の責任かなとは思ったんですが、一センチも進んでいない。郡の踏切も一つも広がらない。これは毎回のように私は議会のたびに言っていますが、年数は切れない。それで、いついつまでできる。それで、工事は始まらない。ただ、令和4年度は町道3路線がいくらが進むようなことを希望して、質問を終わりにします。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 用地確保に今まで注力していたというのをごさいますして、なかなか工事のほう、ご心配をかけているところがございますが、令

和2年度から徐々に成田神崎線のほうは、道路の造成工事のほうを進めております。

本年度、来年度も予算を確保しまして、できる限り皆様に進捗が見えるような形で、工事のほうを進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第22 議案第20号 令和3年度神崎町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第21号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第23 議案第21号 令和3年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第21号 令和3年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億550万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものとして、1款、国民健康保険税では、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、697万2,000円の減を見込みました。

4款、県支出金では、保険給付費等交付金の普通交付分として、2,806万1,000円を計上いたしました。

6款、繰入金では、一般会計からの繰入金を合計690万円減額いたします。

7款、繰越金では、前年度の実質収支額として6,287万2,000円を計上いたします。

歳出の主なものは、2款、保険給付費では、一般被保険者の療養給付費及び療養費を合わせて2,200万円増額するほか、高額療養費についても700万円増額いたします。

6款、基金積立金では、国民健康保険財政調整基金積立金として4,860万円を増額いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 高柳 智議員。

○3番（高柳 智君） また財政調整基金、積み立てておりますが、年度末の総額はどのぐらいなのでしょう。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） ご質問にお答えいたします。

現在、1億5,000万ほどの基金残高がありますので、今回、予算額ベースではありますが、4,860万積立て予定ということですので、合わせると2億ほどの基金になる見込みであります。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳 智議員。

○3番（高柳 智君） もともと国保会計は脆弱で、基金、多くあってもいいのかなどは思うんですが、それにしてもちょっと多いような気がするんですが、一般会計への返還等のお考えはないのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

基金残高としては、神崎町としては多くなっている感はありますが、県の納付金、これが遅れて次年度で請求が来るんですが、今年度、医療費自体が高い水準で動いておりますので、次年度以降、その納めるほうが増額する見込みがあります。新年度予算、今までは取り崩して予算を組んでいなかったんですが、令和4年度から基金の取崩しの予算をあらかじめ組んでおります。ですので、ここで一回積み立てるんですが、次年度でそういった増の要因がありますので、保険税を上げるわけではなくて、基金を取り崩して、そういった増額に対応するというような方向で考えております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(大原 秀雄君) 異議なしと認めます。よって、日程第23 議案第21号 令和3年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(大原 秀雄君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第22号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大原 秀雄君) 日程第24 議案第22号 令和3年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(大原 秀雄君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第22号 令和3年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,430万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,800万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものは、1款、保険料では、特別徴収保険料として142万3,000円の減を見込みました。

また、保険給付費の増額分として、2款、支払基金交付金、介護給付費交付金として567万円、3款、国庫支出金、介護給付費負担金として420万円、4款、県支出金、介護給付費負担金として262万5,000円をそれぞれ計上するとともに、過年度分の県からの精算金として、619万7,000円を計上いたしました。

6款、繰入金では、介護保険財政調整基金繰入金として、408万7,000円を計上いたします。

歳出の主なものは、2款、保険給付費では、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費等、合わせて2,100万円を計上いたします。

3款、地域支援事業費では、通所型サービス費、介護予防ケアマネジメント費等を合わせて324万円を減額いたしました。

5款、諸支出金では、償還金として、過年度分の国への返還金として654万円を計上いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第24 議案第22号 令和3年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第23号～日程第29 議案第27号の一括上程、説明

○議長（大原 秀雄君） 日程第25 議案第23号 令和4年度神崎町一般会計予算、日程第26 議案第24号 令和4年度神崎町国民健康保険事業特別会計予算、日程第27 議案第25号 令和4年度神崎町介護保険事業特別会計予算、日程第28 議案第26号 令和4年度神崎町後期高齢者医療特別会計予算、日程第29 議案第27号 令和4年度神崎町水道事業会計予算を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第23号から議案第27号までの令和4年度当初予算案につきまして、ご説明申し上げます。

令和4年度の見通しにつきましては、景気は持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さが見られるとされており、今後の感染状況や金融資本市場の変動など、町財政を取り巻く日本経済の先行きは、楽観視できるものではありません。

こういった中、新年度予算の基本方針につきましては、神崎町第5次総合計画・前期基本計画の着実な推進を図るため、事業の効果・優先度・重要性を十分検討するこ

と、ただし、計画推進の継続性が重要であることから、確保できる財源に応じた予算規模とすること、予算配分の硬直化を防ぐ観点から、前年同様、ゼロベース積上げ方式とし、昨年同様に、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい財政状況が見込まれることを踏まえ、真に必要な経費を精査すること、これらを基本的な考え方として、当初予算を編成したところでございます。

令和4年度一般会計の予算総額は27億8,800万円で、前年度に対し1億1,200万円、4.2%の増となりました。この増額については、町道成田神崎線の整備事業や道の駅改修事業の実施による事業費の増額が主な要因でございます。なお、事業予算の財源対策につきましては、財政調整基金からの繰り入れを計上するほか、必要に応じた財源措置のある地方債の発行を行い、予算執行段階においても、歳出削減と歳入確保に努めてまいります。

それでは、歳入の主なものについて申し上げます。

町税は、6億4,000万1,000円で、前年度に対し0.2%の減となりました。新型コロナウイルス感染症の影響による法人町民税の減収が見込まれるものの、固定資産税は増収が見込まれるため、全体では100万円の減収を見込んでおります。なお、歳入総額に占める町税の割合は、23.0%となっております。

地方交付税は、令和3年度実績に基づき、3,000万円を増額し、9億7,400万円と見込みました。

国庫支出金は、2億8,635万6,000円で、前年度に対し40.3%の増となりました。これは、道路整備など公共事業費の増額に伴い、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金が増加するためです。

繰入金のうち、財政調整基金については、町道成田神崎線道路整備事業をはじめとする投資的経費のため、2億3,699万4,000円を計上いたしました。

町債の発行は、臨時財政対策債と小型動力ポンプ積載車更新事業債を発行し、3,970万円となりました。

続きまして、歳出の主なものについて申し上げます。

議会費には、4,774万7,000円を計上しております。

総務費には、5億5,348万6,000円を計上いたしました。ホームページ改修事業や防犯カメラ設置補助事業を実施するほか、参議院議員及び千葉県議会議員選挙執行事業を計上しております。

民生費には、7億9,651万6,000円を計上いたしました。児童福祉関係では、子育て支援費給付金を継続していくほか、障害福祉サービスや自立支援医療給付費及び敬老

祝品の贈呈事業を計上しております。

衛生費には、2億3,755万4,000円を計上しました。感染症予防対策事業を計上するほか、子ども医療費助成につきましては、町独自の支援として、対象を高校生まで拡大し、新年度も継続してまいります。

農林水産業費には、1億4,710万6,000円を計上いたしました。農業関係では、加工用米等助成金事業や新規就農支援事業などについて、引き続き予算措置しております。森林関係では、昨年引き続き、倒木による町道や送電線への被害防止のための整備事業を計上いたしました。

商工費には、4,720万6,000円を計上いたしました。道の駅改修事業に係る実施設計経費を新規計上するほか、酒蔵まつりなどの観光イベントに関する経費を計上いたしました。

土木費には、3億587万9,000円を計上いたしました。道路の新設改良事業としましては、3路線、成田神崎線、神宿松崎線、毛成堀籠線となります。いずれも重要な路線として位置づけをしており、国庫補助金の活用を見込んでいるところであります。また、道の駅改修事業として、水路ボックスの新設工事や橋梁定期点検業務などを実施いたします。

消防費には、1億3,782万5,000円を計上いたしました。小型動力ポンプ積載車の更新を行うほか、自主防災組織への助成事業を実施いたします。

教育費には、2億8,681万3,000円を計上いたしました。昨年に引き続き、GIGAスクールに係る支援員の配置などの経費を計上いたしました。また、学校給食費の助成金につきましては、新年度も継続してまいります。

公債費は、地方債の元利償還金2億1,284万5,000円を計上いたしました。前年度に対し5.4%の減となっております。

なお、給与費関連の予算につきましては、全体で0.5%の減となりました。主な要因は、職員の退職などによる職員数の減によるものでございます。

次に、特別会計及び公営企業会計につきまして、概要を申し上げます。

国民健康保険事業特別会計は、予算総額が7億3,400万円で、前年度に対し1.0%の増となりました。これは、都道府県が財政運営の責任主体となる国保の広域化の開始から4年が経過し、その実績を踏まえ、療養給付費などの増を見込んだことによるものであります。また、法定外繰り入れは、前年度と同様、計上しておりません。

介護保険事業特別会計は、予算総額が6億4,400万円で、前年度に対し3.4%の増となりました。介護サービスの利用者の近年の実績を踏まえ、増額の計上をいたしまし

た。また、地域支援事業では、地域包括支援センターが、介護予防及び高齢者への総合的な支援を行います。

後期高齢者医療特別会計は、予算総額が9,230万円で、前年度に対し1.2%の増となりました。高齢化の進展に伴い、被保険者が増加し、保険料が増額することにより、広域連合への納付金が増額となっております。

水道事業会計は、経常的収支である収益的収入が2億2,414万3,000円、収益的支出が2億198万7,000円です。また、投資的収支である資本的収入が3,000円、資本的支出が5,981万5,000円です。

なお、資本的収支における不足額は、損益勘定留保資金などで補填をいたします。

以上、要点のみを申し上げましたが、詳細につきましては、質疑の際に担当課長からもご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） 議案第23号から議案第27号の審議はこれまでにとどめ、明日3日に総務文教常任委員会、4日にまちづくり厚生常任委員会でそれぞれ新年度予算の審査を行い、10日の会議で質疑、討論、採決を行いたいと思います。

◎散会の宣告

○議長（大原 秀雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。本日の会議はこれまでにとどめ、散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。

なお、次回は10日午前10時から会議を再開いたします。長時間ご苦勞様でございました。

（午後2時37分）